



未来にはばたけ! 佐渡の宝 **将来の夢・がんばりたいこと** 12月17日開催 10人11脚佐渡大会 会場にて

主な内容

新年のごあいさつ	2~3	姉妹都市から	4
シリーズ ジアス〔世界農業遺産〕	6~7	両津出身 親松英治さん 日展で内閣総理大臣賞	16

さらなる飛躍へ 新年のご挨拶



誇りと賑わいのある島づくり

佐渡市長 高野 宏一郎

平成24年の年頭にあたり、市民の皆様
に謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

昨年3月11日に発生した東日本大震
災は記憶に新しく、被災された方々に
改めて心よりお見舞い申し上げますと
ともに、一日も早い復興をお祈り申し
上げます。

市としましては今回の震災を教訓
に、今後、防災情報システムの整備な
ど津波対策を主に災害対策を講じてい
くとともに、原発対策としては国・県
の動向を見極めながら離島の特殊性を
考慮し、市全体で万全の防護態勢をと
るべきであると考えています。

また、昨年3年ぶりに佐渡―新潟航
空路線が再開されましたが、今回のよ
うな大規模災害の際には大型機が乗り
入れられる空港が島民の安全・安心の
ため必要であることを改めて実感し、
滑走路2千メートル化の早期実現に向
けて全力で取り組んでまいります。

さて、昨年、佐渡市はジラス（GI
AHS・世界農業遺産）に日本で初め
て認定されました。「朱鷺と暮らす郷
づくり認証米」に代表される人と多様
な生きものが共生する農業システムの
ほか、棚田等水田の美しい景観、鬼太
鼓や能舞台のように集落を守る仕組み
など、伝統を守り続けてきた島民の歴
史的な活動や生活が後世に残すべきも
のとして高く評価されました。この生
物多様性保全に加え、自然循環エネル
ギー開発や省エネ対策、ごみ減量化な
ど、低炭素社会づくりに積極的に取り

組みエコアイランド実現に向けて努力
いたします。また、この榮譽をさらな
るステップに、今まで推進してきた佐
渡のブランド力を一層磨き上げること
により佐渡産品の付加価値向上を図り
ます。

佐渡のこれからの地域活性化は、地
域にある「宝物」を再認識し活用して
いくことが重要です。町並み保存や能
舞台の活用、伝統芸能活動を活性化す
る動きが市内各地で見られるようにな
り、市でも支援をしています。これら
はコミュニティの維持が図られるとと
もに、大学や郷土会をはじめとする都
市との交流発展に大きな期待が寄せら
れているところです。

離島と本土との大きな格差を是正
し、島民生活の安全・向上を図ること
を目的とした「離島振興法」が平成24
年度末で期限切れとなります。離島が
有する国家的・国民的役割を踏まえ
て、離島の生活を安定させる抜本的な
定住促進など、新たな振興策が次期振
興法に盛り込まれるよう法律制定に向
け最大限努力をいたします。

いづれにしましても、郷土の宝物に
さらに磨きをかけ、誇りと賑わいのあ
る島づくりを市民の皆様との協働のも
と取り組む所存でございますので、よ
り一層のご理解とご協力をお願い申し
上げます。今年一年が皆様にとって健
康で希望の持てる良い年となりますよ
う心から祈念して、新年のご挨拶とい
たします。



輝く未来の実現に向けて

佐渡市議会議長 金光英晴

新年、明けましておめでとうございます。

平成24年の年頭にあたり、市民の皆様へ一言、所信を述べさせていただきます。

議長に就任し1年9か月、この間市政における克服すべき多くの難題を常に市民の目線で執行部に提言するとともに、批判と監視に努めてまいりました。地方自治が二元代表制から成り立っていることから、議長という重責を肌にかけております。

さて、昨年は国内で大きな災害が多く発生しました。とりわけ3月11日に発生した東日本大震災は、甚大な被害を広範囲に及ぼしました。被災された方々に改めてお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

離島と本土との格差を是正し、離島の振興を図る離島振興法が制定され60年が経とうとしています。多くの離島では本土との格差が広がり、人口の流出等で衰退に衰退を重ねています。次期離島振興法制定では新たな振興施策が必要であり、昨年11月の全国離島振興市町村議会議長会総会において、次期振興法での要望実現を強く訴えてきたところです。

佐渡では「地産地消」や、農林水産業の「6次産業化」の取組みが途についたばかりですが、全国の自治体の中にはその取組みに成功した事例も多くなってきました。他の自治体の真似では

なく、佐渡独自の取組みを広く発信しなければ離島のハンディキャップは克服できません。幸いにこの佐渡島は、豊かな自然や四季折々の大地の恵み、長い歴史に育まれた島特有の文化や歴史遺産に恵まれています。それらの情報を発信し、多くの人に佐渡の魅力を理解していただくことが必要です。

いままで取組んできた施策を活かし、佐渡の豊かで優れた潜在力を引き出し、さらに付加価値をつけて、市民の所得に反映させていくことが求められています。その実現に向けて歩みを速めなければいけない正念場の年であり、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

終戦後間もない旧高千村の海岸に不時着した、英国の輸送機を村民の協力で再び飛ばせた実話を基に映画化される「飛べ！ダコタ」の撮影がこの1月から始まります。66年前高千村の村民が力を合わせ、ダコタを飛び立たせたように島民が力を合わせ、この佐渡を輝く未来に飛び立たせようではありませんか。

この新しい年が市民の皆様にとりまして希望輝く良き年となりますよう祈念し、年頭の挨拶とさせていただきます。



姉妹都市から 新年のご挨拶



埼玉県入間市長
木下 博

佐渡市の皆様、あけましておめでとうございます。皆様方には、希望に満ちた新春をお健やかに迎えのこととお喜び申し上げます。

昨年は、昭和61年の姉妹都市提携から25年目の節目の年として「交流推進宣言書」を取り交わし、両市におけるさらなる交流の推進を確認いたしました。そして、「佐渡國鬼太鼓どっこむ」「入間万燈まつり」などを通じて、貴市市民との交流を深めることができました。

入間万燈まつりでは、貴市の伝統芸能をご披露いただきました。また、朱鷺と暮らす郷づくりの取組みによる山の幸・海の幸を、毎年多くの市民が楽しみにしています。入間市民を代表して御礼を申し上げます。

貴市は、後世に残すべき生物多様性を保全する農業への取組みがジアス（GIAHS：世界農業遺産）に国内で初認定されるなど、これまでの取組みが評価されたものとお祝い申し上げます。今後も人と自然の共生に向けた取組みが成功することを願っています。さらに、両市の交流が次世代を担う子どもたちまで続くことを希望しています。

結びに、貴市のますますのご発展と貴市市民の皆様のご多幸とご健勝を祈念し、新年のご挨拶といたします。



東京都国分寺市長
星野 信夫

佐渡市の皆様、新年あけましておめでとうございます。

皆様には、平成24年の希望に満ちた新春を健やかに迎えられましたことを、心からお慶び申し上げます。

佐渡市は豊かな自然に囲まれ、歴史と文化に恵まれたまちです。昨年も多数の国分寺市民が貴市を訪れており、皆様方と親しく交流させていただきました。

また本市最大のイベント「国分寺まつり」では、毎年出店いただいている佐渡物産展が大盛況であり、ステージでは郷土芸能の民謡をご披露いただきました。

心温まる佐渡市の皆様のお心遣いに、心より感謝申し上げます。

東日本大震災は、私たちに深い悲しみをもたらしましたが、同時に日本全国に善意の絆を広げました。

窮地の際は共に助け合い、乗り越えられるよう、今後も貴市と活発な交流を図り、両市の絆をより深めてまいりたいと考えております。

年頭にあたり新しい年が皆様にとって、幸多き年となりますようご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

平成24年4月から平成25年11月末まで

金井コミュニティセンター (金井地区公民館) 工事期間中閉鎖のお知らせ

お問い合わせ
教育委員会
金井地区教育係 ☎63-4151



皆様からご利用いただいています金井コミュニティセンター（市役所となり：以下、金井コミセン）は、平成24年4月から平成25年11月末までの予定で、アスベスト除去工事および耐震補強・改修工事を実施します。工事の間は全館閉鎖するため、施設利用ができなくなります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

- 西教育事務所金井地区教育係は、事務所を金井能楽堂に移して業務を行います。
- 公民館の各講座や自主講座は、代替施設として金井能楽堂と吉井ふれあいセンターをご利用いただけます。
- 施設の再開については、工事完了の状況を見計らって広報紙などでご案内します。
- 閉鎖期間中に金井コミセンの利用を予定されている方は、下記施設でのご利用をご検討ください。
※小規模の会議などは、金井能楽堂で対応できます（和室・じゅうたん室しかありません）。

大ホールのご利用については

地区	施設名	定員	電話番号
金井	金井能楽堂	400	63-4151
佐和田	アミューズメント佐渡 大ホール	1,300	52-2001
	アミューズメント佐渡 小ホール	300	
真野	真野ふるさと会館	250	55-2179
畑野	畑野農村環境改善センター	400	66-3889
新穂	トキのむら元気館	300	22-4800
両津	両津文化会館 ホール	1,176	27-2625
	佐渡島開発総合センター 大集会室	500	27-2119
相川	あいかわ開発総合センター 大集会室	300	74-2332

会議室のご利用については

地区	施設名	電話番号
金井	金井能楽堂	63-4151
	吉井ふれあいセンター ※	61-1701
佐和田	アミューズメント佐渡	52-2001
	佐渡中央会館	57-2711
真野	真野ふるさと会館	55-2179
畑野	畑野農村環境改善センター	66-3889
新穂	新穂公民館	22-2075
	トキのむら元気館	22-4800
両津	両津公民館	27-4181
	佐渡島開発総合センター	27-2119
相川	あいかわ開発総合センター	74-2332

※各施設の予約や利用料金については、直接施設にお問い合わせください。

※吉井ふれあいセンターは管理人が不在の場合、市役所地域振興課に転送されます。

生活情報 さど

「あやしい」と思ったら、契約前に消費生活センターへ 趣味につけ込む 悪質商法

高齢者をねらう、短歌・俳句の新聞掲載への電話勧誘にご注意ください。

事例

「あなたの俳句を拝見した。すばらしい作品だ。新聞に掲載しないか」という電話があり、その後、掲載した新聞と代金24万円の請求書が同封されてきた。

事例からみるパターン

- ・作品をとにかく褒める。
- ・勧誘を断っているにもかかわらず、勝手に掲載し請求してくる。
- ・掲載承諾書には金額記載がないのに、後から請求してくる。
- ・掲載紙がきつかけで、別の業者からもしつこい勧誘がある。
- ・本当に掲載されているかが不明。

アドバイス

- 事業者の説明をうのみにしない
- しつこい勧誘はきっぱり断る
- 承諾していないときは支払わない
- 他の趣味でも注意



電話勧誘販売の場合、契約書を受け取った日から8日間、クーリング・オフにより無条件で契約を解除できます。不審なことは、契約をする前に消費生活センターへお問い合わせください。

お問い合わせ

佐渡市立消費生活センター（佐和田行政サービスセンター内）
☎57-8143（平日午前9時～午後4時）

日本初の認定
ジアス
世界農業遺産
⑤

ジアスで住民主役の地域づくりを

新しい佐渡の将来を考える

(敬称略)

12月10日、金井コミュニティセンターで「ジアス（世界農業遺産）推進フォーラム」を開催しました。会場には約470人が集まり、ジアスを活用した地域づくりについて考えを深めました。

国際連合大学副学長・武内和彦さんと、同大学高等研究所所長 あん・まくどなるどさんによる基調講演では、ジアス認定の意義や、これからの佐渡の農業などについてお話しいただきました。

また、パネルディスカッションでは、NPO法人生物多様性農業支援センター理事長・原耕造さんをコーディネーターに、武内和彦さん、あん・まくどなるどさんのほか、日本雁を保護する会長・呉地正行さん、NPO法人佐渡芸能伝承機構理事長・松田祐樹さん、高野市長が参加し、佐渡での効果的なジアスの活用などについて意見が交わされました。

今回は、そのパネルディスカッションの要旨をお伝えします。



コーディネーター
NPO法人生物多様性
農業支援センター
理事長 原 耕造さん

呉地 ガンは豊かな湿地がないと生きることができません。農業に被害を与えることもありますが、そういう鳥たちには選ばれた田んぼの米は安全でおいしい。米を販売するときに、そういう物語を上乗せして販売でき、農家は経済的恩恵を受けることができます。ガンに配慮し、農業や化学肥料を使わずに、安全な農法になります。無理なく、両方が共生ができるようになるのではないかと、賛同する農家が増えてきました。

佐渡にもマガンが来ています。トキとマガンがいるのは佐渡しかないのですが、マガンが重要な資源になるということ、皆さんに認識してもらいたいです。

原 トキだけに偏重しない生物多様性のあり方だと思います。

松田 ジアス認定の理由に、歴史、伝統、文化などを地域全体で守っていく取組みが高く評価されたということがあります。佐渡では隣（の集落）同士で芸能・文化が違うと思います。共通していることは、地域の人たちの暮らしを豊かにする役割が大きいということです。いろいろな地域の人が入ってきて、いろいろなところに大学生を入れたりして、その地域と交流を図り、芸能を続けていく、佐渡の素晴らしい文化を体験してもらおう取組みを行



冬期たん水（ふゆみずたんぼ）

テレビ放送!

「ジアス（世界農業遺産）推進フォーラム」の様子は、CNSテレビ（佐渡市ケーブルテレビ：デジタル112ch）で放送予定です。ご覧ください。

1月特別番組 放送時間8:00～、15:00～、22:00～

1月21日（土）・22日（日）放送

講演「自然共生社会の再構築と豊かな農業農村の創造」

講師：国際連合大学副学長 武内和彦 さん

講演「ジアス（世界農業遺産）の可能性」

講師：国際連合大学高等研究所いしかわ・かなざわオペレーティングユニット
所長 あん・まくどなるど さん

1月28日（土）・29日（日）放送

パネルディスカッション「世界農業遺産活用への提言」



国際連合大学高等研究所
いしかわ・かなざわ
オペレーティングユニット
所長
あん・まくどなるどさん



国際連合大学副学長
武内 和彦さん

っています。
市長 私たちが誇るべき文化をアピールし、消費者には、そういう文化のもので生きものを愛する人たちが作った米だと認識され、認証米とともに佐渡米は売れはじめました。農業遺産は結果として出てきたものですが、これからどう使うかは皆さんの考え次第です。この評価を使って新しいものをつくっていきましょうということを、皆さんに提案しています。
武内 今までの価値観を変え、本来持っていたあるべき地域の価値というものに気付きはじめて、その価値を伸ばしていきましょうという方向に皆さんが歩き出そうとしておられる。そのことが評価されたと思います。
あん ジアスは農業者をはじめ地域住民の皆さんが主役です。行政は支援者



日本雁を保護する会
会長 呉地 正行さん

ジアスを推進していくうえで住民たちがより良い活動ができるためには、どういう政策がすでにあるのか、どういった新たな政策づくりが必要になってくるのか、目指すところにたどり着くためには政策がそれをどう支援できるのかと、考えていかなければならないのではないかと思います。
呉地 生物多様性が大事であるとよくいわれますが、もっと大事なものは、人間の多様性を高めることです。いろんな人たちが入り込めるような空気づくりをすると、そういうものが結果として魅力的な運動につながっていきます。

松田 文化は、そこに暮らす人々の生活様式であり、芸能や祭りは、佐渡のパロメーター（指標）だと思っています。ジアスは農業だけではなく、佐渡の資源、私たちの文化、生活様式が世界に認められたのだと思っています。ジアスは、佐渡に暮らす人々がこれから地域で豊かに暮らせるための手段であってこればと思います。
市長 今回認められたことの一環大事なこと、農業だけではなく自分たちの住んでいる地域に誇りをもてるように認めてもらったことです。佐渡、だから残せるコミュニティが評価されたの



高野市長



NPO法人佐渡芸能伝承機構
理事長 松田 祐樹さん

だと思っています。自分たちの地域を磨き上げるとともに、いろいろな価値あるものを、美しい景観とともに、磨いていく。手をかけて価値あるものを送り出していく喜びを共有していきたいと思っています。
あん 佐渡と能登が、今後いろいろな活動をともにできるようになれたら、日本におけるジアスがもっと強くなつて世界に発信できる幅が変わっていくのではないかなと思います。交流のもとで力をあわせ、新たな力が生まれてくると思います。
武内 佐渡では認証米の農家の数も増えており、前向きにこれからの農林水産業を考えておられると思います。ぜひジアスを踏み台にして、もうちょっと高いレベルで新しい佐渡の将来につなげていただけるといいのではないかなと思います。

原 今回のジアス登録は、佐渡のジアス物語のスタートではないかなと思います。皆さんがジアスを認識して、新たなスタートを切られることを期待したいと思います。

佐渡の豊かな自然環境の中で働き、学び、生活することに価値があるという文化を市民全員で共有するとともに、そのような価値観に基づいた佐渡づくりがジアスを活用して一体的に発展していくことを、佐渡市では目指しています。

世界に認められた佐渡の農業や歴史・文化、佐渡だから残せた景観をいつまでも守れる取組みを進め、人もトキも共生できる、生きものが豊かな環境づくりに市民総出で取り組む必要があります。

そして、ジアスは過去のものではなく未来のものです。ジアスを活用して新しい佐渡をつくるという意識が、佐渡に住む皆さん一人ひとりに芽生えることを期待しています。

取材にご協力いただきました皆さん、大変ありがとうございました。

◆市役所農林水産課 生物多様性推進室
(第2庁舎) ☎63-3761

平成24年度（平成23年分） 市・県民税申告相談のご案内

2月16日（木）から3月15日（木）までの間、市役所本庁・支所などを会場に申告相談を開催します。昨年と、申告相談の日程・会場に変更がありますのでお間違いないようお願いします。

常設申告相談会場

2月16日（木）～3月15日（木）（土日を除く）

受付時間 午前9時～正午／午後1時～4時

会 場	対 象 地 区
アミューズメント佐渡 1階 はまなすホール ※佐渡税務署による確定申告相談と合同開催	全地区 (国中地区統一会場)
佐渡島開発総合センター 2階 会議室	両津地区会場
市役所相川支所 2階 第1応接室	相川地区会場

臨時申告相談会場 ※対象地区別の開催日については後日お知らせします。

受付時間 午前9時～正午／午後1時～4時（土日を除く）

会 場	期 間
トキのむら元気館 1階 第2・3会議室	2月16日（木）～2月22日（水）
市役所畑野行政サービスセンター 3階 大会議室	2月23日（木）～2月29日（水）
市役所真野行政サービスセンター 3階 大会議室	3月 1日（木）～3月 7日（水）
市役所本庁 会議室棟 1階 第2会議室	3月 8日（木）～3月15日（木）
赤泊総合文化会館 2階 第2会議室	2月16日（木）～2月23日（木）
小木地区公民館 1階 第2会議室	2月24日（金）～3月 2日（金）
市役所羽茂支所 3階 第2会議室	3月 5日（月）～3月15日（木）

臨時申告相談会場では、上記期間外は申告相談ができません。

あらかじめご了承ください。

- 作成済の申告書は、期間中常時受け付けています。
- 期間中は、各会場共に大変込みあうことが予想されます。時間に余裕を持ってお越しください。なお、給与収入や年金収入のみの方、農業や小作料等の収支内訳書を作成済みの方は、優先的に申告を受け付けます。
- 土地・建物・株式等の譲渡所得のある方、住宅ローン控除を受ける初年度の方、青色申告の方および消費税申告の方は、アミューズメント佐渡会場の税務署受付で申告してください。

お問い合わせ 市役所税務課 市民税係 ☎63-5110

税

の申告が始まります



農業所得収支作成会

日程・会場

			両津地区	相川地区	国中地区	南部地区
1月	18日	水	この3日間は、0申告と小作料申告の受付のみです。			
	19日	木				
	20日	金				
	23日	月	佐渡島開発総合センター 2階 会議室	相川支所 2階 第1 応接室	市役所本庁 会議室棟 第2 会議室	赤泊総合文化会館 3階 和室小研修室
	24日	火				
	25日	水				
	26日	木				
	27日	金				
	30日	月				
31日	火					
2月	1日	水				羽茂支所3階 第2 会議室
	2日	木	海府連絡所			
	3日	金	岩首連絡所			

※ 会場はかなりの混雑が予想されますので、ご自分で作成することが困難な方のみお越しください。

対 象 ・初めて農業所得の収支内訳書を作成する方
 ・ご自分で農業所得の収支内訳書を作成することが困難な方

受付時間 午前9時～正午／午後1時～4時
 ※両津地区の海府・岩首連絡所は午前9時30分受付開始です。

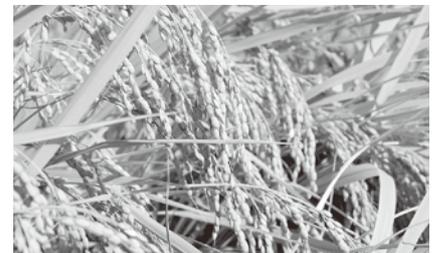
持参するもの

- 農業収入額などのわかるもの（通帳、補助金の内訳書など）
 ※通帳は平成23年1月1日～12月31日まで記帳してお持ちください。
- 経費の明細がわかるもの（農薬、肥料等の領収書など）
- 農業機械などの取得費、取得日がわかるもの（販売証明書、領収書など）
- 電卓、筆記用具、印鑑など
- JA農業所得申告支援システムの打ち出し（封筒に入っていたものすべてお持ちください）
 ※JA農業所得申告支援システムは1月20日までに送付される予定ですので、それが届いてから申告してください。

お問い合わせ 市役所税務課 市民税係 ☎63-5110

農業所得は、全ての方が収支計算（収入から経費を差し引く方式）による申告が必ずです。JAの申告支援システムや昨年の申告の際の収支内訳書などを参考に、ご自分で収支内訳書を作成して確定申告や市県民税申告の際に提出してください。
 ご自分で作成が困難な方は、左記のとおり作成会を開催しますので、該当する日にお越しください。その際、JAの申告支援システムや農協の通帳など、農業所得の計算に参考となる資料を必ずご持参ください。

農業所得収支作成会を開催します



公的年金等所得者の確定申告手続が簡素化されました

平成23年分以降の所得税について、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告書を提出する必要がなくなりました。ただし、次の点にご注意ください。

1. 医療費控除を受けるなど所得税の還付を受けるための確定申告書を提出する場合は、公的年金等以外の所得金額が20万円以下でも、その所得金額を含めて申告する必要があります。
2. 公的年金等以外の所得金額が20万円以下で所得税の確定申告が不要の場合でも市県民税（住民税）の申告は必要です。

扶養控除の見直しが行われました

平成23年分の所得税、平成24年度の市県民税（住民税）から、次の改正が適用されます。

1. 一般の扶養親族のうち、**年齢が16歳未満の人に対する扶養控除が廃止**されました。ただし、**個人住民税の非課税限度額を計算する際の扶養親族には含まれます**ので、漏れなく申告してください。
2. 特定扶養親族（年齢16歳以上23歳未満）のうち、**年齢が16歳以上19歳未満の人に対する扶養控除の上乗せ部分が廃止**されました。



還付申告の提出はお早めに！

e-Tax (イータックス) をご利用ください

さあ！ネットで申告



e-Taxホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

還付の申告は
なるべく早めの提出を

次の(1)から(6)のいずれかに当てはまる方などで、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている方は、還付を受けるための申告(還付申告)をすることができます。

この還付申告は、2月15日(水)以

- (1) 平成23年分の所得が一定額以下の方で、総合課税の配当所得や原稿料などのある方
- (2) 給与所得者で、雑損控除や医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除、政党等寄附金特別控除などを受けることができる方
- (3) 平成23年分の所得が公的年金等に係る雑所得のみで、医療費控除や社会保険料控除などを受けることができる方
- (4) 平成23年の途中で退職した後就職しなかった方で、年末調整を受けなかった方
- (5) 退職所得がある方で、次のいずれかに当てはまる方
 - ①退職所得を除く各種の所得の合計額から所得控除を差し引くと赤字になる方
 - ②退職所得の支払いを受けるときに「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかったため、20%の税率で源泉徴収がされた方で、その源泉徴収税額が正規の税額を超える方
- (6) 予定納税をしている方で、納税した税金が納め過ぎになっている方

前でも税務署に提出することができま
すので、なるべく早めの提出をお願い
します。なお、申告書の提出から還付
金の支払いまでには、ある程度の期間
(1〜2か月くらい)がかかります。
還付金の受取りは、預貯金口座への振
込みをご利用いただくと便利です。
申告書の還付先口座は、申告者本人
の口座をお書きください。

申告相談会場をお間違えなく

申告相談会場は、2月15日(水)ま
では佐渡税務署で行いますが、2月16
日(木)〜3月15日(木)の確定申告
期間中はアミューズメント佐渡(佐渡
中央文化会館)1階小ホールとなりま
すので、ご注意ください。

確定申告書を作成するときには

平成23年分以降の所得税の確定申告
書の様式が変更となりましたので、平
成23年分の確定申告を作成する際は新
様式を使用してください。

確定申告書を作成する際には、「所
得税の確定申告の手引き」に従って申
告書用紙に記入をしていくと、所得や
税額の計算が簡単にできるようになっ

ています。「所得税の確定申告書の手
引き」や申告書用紙は、国税庁ホーム
ページからダウンロードできますので
ご利用ください。なお、国税庁ホーム
ページの「確定申告書等作成コーナー」
では、画面の指示に従って金額等を入
力することにより、そのまま税務署に
提出する申告書等が作成できます。
さらに、このコーナーで作成したデ
ータを引き継いで直接e-Taxで申
告することもできます。

※平成22年分の所得税・消費税確定申
告書を次の方法により作成し提出し
た方については、確定申告書・決算
書等が送付されませんのでご注意く
ださい。

- ① 確定申告書作成コーナー(国税庁
ホームページ)にて作成した方
- ② 確定申告会場(佐渡中央文化会
館)でパソコンにて作成した方
- ③ e-Taxソフトにて作成した方

◆ 確定申告書・決算書等の必要な方
は、佐渡税務署までご連絡くださ
い。

お問い合わせ

佐渡税務署 ☎74-3276
(自動音声案内「2」を選択してくだ
さい)

市税等の納め忘れはありませんか？

税務課では、市税等を納期限までに納めていただけない方に対しては、督促状により納付を促すほか催告書を発送するなどの文書催告を行っています。それでも納めていただけない場合には、差押えをはじめとする滞納処分を行っています。

差押えを執行するにあたり、事前に職員による自宅訪問や電話での催告行為は原則として行っていませんので、もう一度お手元の納税通知書・督促状をお確かめのうえ、納め忘れがありましたら至急、納付をお願いします。

市税等とは・・・市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・入湯税・後期高齢者医療保険料・介護保険料のことです。

平成22年度 差押実績

差押財産	件数
不動産	10
預貯金	189
生命保険等	52
国税還付金	39
出資金	19
給与	5
動産	7 (151点)
その他	4
合計	325

平成23年中には、差押不動産の公売（入札方式）を実施したところ、5件の落札がありました。買受代金については滞納市税へ充当し、滞納額の解消を図りました。

市では不動産以外の財産についても新潟県地方税徴収機構と連携しながら差押えを行い、滞納整理の強化に取り組んでいます。

新潟県地方税徴収機構とは・・・

県と県内市町村が連携して集中的に地方税の滞納額の圧縮に取り組み組織として、平成21年4月に「新潟県地方税徴収機構」が設置されました。

新潟県地方税徴収機構では、滞納が長期・高額な場合など、徴収が困難な場合について、市からの引継ぎを受け、差押えなどの滞納処分の執行を前提とした滞納整理を行っています。

佐渡地域においても、「佐渡地域地方税特別機動整理班」により、意欲的に滞納整理の推進に努めています。

◆事情により納期限までに納められない方は、ご連絡ください。

お問い合わせ

市役所税務課 債権収納対策室
☎ 63 | 5 1 1 0

不用物品を売却します

公共施設の整理などにより不用になった物品を売却します。長期間使用した物品ですので現物をよく確認してから、見積書を提出してください。

詳細については実施要領をご覧ください。（市のホームページからもご覧いただけます。）

売却予定物品

保管	物品番号	財産名	最低売却価格
小木行政サービスセンター	1～3	片袖事務机	各100円
	4～6	両袖事務机	各100円
	7～11	文書棚（扉有り）	各100円
	12～19	文書棚（扉無し）	各100円
	20～28	脇机	各100円
	29,30	3連式ロッカー	各100円
	31～40	レターケース	各100円
	41	流し台	100円

※ 見積書には最低売却価格以上の金額を記載してください。

参加資格

20歳以上の市民および法人で、次に該当する人を除きます。

- ①破産者で復権を得ない方
- ②市税を滞納している方
- ③佐渡市職員

見積書の受付期間

1月16日（月）～1月27日（金）
消印有効

見積書の提出・実施要領配布場所

市役所財務課管財係、小木行政サービスセンター（その他の支所・行政サービスセンターは実施要領の配布のみ）

内覧会場

見積書の受付期間中、物品を保管する小木行政サービスセンターで確認できます。確認を希望する場合は、小木行政サービスセンター（☎ 86 | 3 1 1 1）へ事前にお申し込みください。

開札日時・場所

1月30日（月）市役所財務課内

物品の引渡し方法・日時

見積額に消費税相当額を加算した売買代金を納入後、現状での引渡しとし、1月31日（火）から2月10日（金）までの間に搬出してください。ただし、土・日曜日を除きます。

お問い合わせ

市役所財務課 管財係
☎ 63 | 3 1 1 4